

議第 1 2 9 号

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

高島市長 福 井 正 明

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例

高島市会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例（
令和元年高島市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「労務職給料表」の次に「（以下これらを「給料表」とい
う。）」を加え、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項
の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、給料表の改正があった場合における会計年度
任用職員に対する改正後の給料表の準用については、当該改正のあった日
以後最初に到来する 4 月 1 日が含まれる年度から適用する。

第 1 0 条第 1 項第 2 号中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5
」に改める。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。